

令和3年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金追加支給申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者の情報記載欄)

〒		住所	※居住地の住所を記載してください。
氏名	フリガナ		
	※事業所名(店名・屋号)は記載しないでください		
電話番号	※常時連絡が取れる電話番号を記載してください。		
メールアドレス	※所持していない場合は記載不要。		

令和3年度茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 店舗情報等(1店舗目)

事業所名			
事業所所在地	茨城県		
	マンション・アパート名など		
飲食店営業許可番号		いばらきアマビエち ゃんの登録コード	
時短営業した期間	月 日から 月 日まで(日間)		
通常の営業時間	時 分から 時 分まで		
選択した要請内容	<input type="checkbox"/> (1)午後8時以降の営業自粛及び酒類の終日提供停止(持ち込み含む) <input type="checkbox"/> (2)午後9時以降の営業自粛 <input type="checkbox"/> 休業		
協力金の申請額(小計)	000円	※別表により計算された金額を記載してください。	

※2店舗以上の申請の場合は別紙を添付してください。

2 協力金申請総額(全店舗分の合計)

合計	店舗分	合計	000円
----	-----	----	------

※営業時間短縮要請の期間の途中において、要請の内容・期間等が変更になる等の場合については、要請内容の変更に応じて申請いただいた協力金の額を変更して支給する場合があります。

3 添付書類

- 営業時間を短縮したことがわかる書類(営業時間短縮告知のポスターやHP、写真でも可)
- 食品衛生法に基づく食品営業許可証の写し ※前回の申請から許可書が更新されている場合のみ
- ◆ 下限額より多い額で申請する店舗は以下の書類(売上高に関する書類)を添付してください。
- 所得税の確定申告書第一表の控え等(前回提出している場合は添付不要です。)
- 売上帳等の帳簿の写し
- <別表>計算表

【下限額について】

要請(1)に協力した場合の下限額は、30,000円/日、要請(2)に協力した場合の下限額は25,000円です。

下限額で申請する場合は売上高に関する書類の添付は必要ありません。

裏面へ続く

4 協力金の振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ					
<input type="checkbox"/> 座名義（※）					

※口座名義は、当該個人名義のものに限ります。

5 宣誓項目（すべて必須。確認の上、してください。）

- 支給要綱第2条に掲げる以下の支給対象者の要件を満たす者であること。
- ・申請書に掲げる施設が支給要綱別紙に掲げる営業時間短縮要請の対象市町村に所在する要請対象事業者であること。
 - ・支給要綱別紙に掲げる要請の期間において、営業時間短縮要請前に要請に係る時間に営業を行っていた店舗が、県の要請に従って営業時間の短縮等（終日休業を含む）を行ったこと。
 - ・営業時間の短縮要請の期間より前に開業しておりかつ、営業の実態があること
 - ・いばらきアマビエちゃんに登録していること。
- 支給要綱第3条に掲げる以下の不支給要件に該当しないこと。
- ・茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者
 - ・代表者又は役員のうち茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある中小企業者等（また、上記内容に該当しないことを確認するため、警察本部に照会することについて承諾する）
 - ・地方公共団体
- 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- 申請に係る情報について必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること
- 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還するとともに、加算金を支払うこと及び県が事業者名を公表することに同意すること。
- 営業時間短縮要請の期間後も事業を継続する意思があること。
- 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- ・アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
 - ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 など
- 県が営業時間短縮要請に応じた（協力金を支給した）店舗名及び所在地を公表することに同意すること。
- 店舗の利用者に「いばらきアマビエちゃん」の登録を積極的に促すこと。
- いばらきアマビエちゃんに登録し、店舗の感染防止対策状況の確認を受けている又は、今後感染防止対策状況の確認を受ける意思があること。
- 上記の宣誓項目に反した場合には、協力金を返還すること。